

「使い捨てプラスチックの削減に関する協定」について

〇県では、H19年から、地球温暖化防止と循環型社会構築に向け、県内の小売事業者等と「マイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」を締結

〇R3年1月、レジ袋以外の使い捨てプラスチックの削減を加えた、新たな協定をスタート
現在、1,100店舗以上の事業者の皆様に参加していただいています

背景

- ・プラスチックが海洋汚染の原因として世界的な問題に
 ⇒年間800万トン(航空機5万機相当)のプラスチックごみが海洋に流出
- ・国において、レジ袋有料化が義務化(R2.年7月～) ※一部、義務化の対象外あり(バイオマス素材等)
- ・国において、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を施行(R4年4月～)

協定の概要 (貴社が取り組める内容をご検討ください)

『レジ袋の削減』と『使い捨てプラスチック削減』の双方に取り組んでいただくことが必要となります。

① レジ袋の削減 (売店)

レジ袋の無料配布を行わない

※有料化義務化の対象外となるバイオマス素材なども含めて無料配布しない(ただし、紙袋は除く)

≪その他の取組例≫

- ・レジ袋収益金を地域の環境保全活動に還元 など

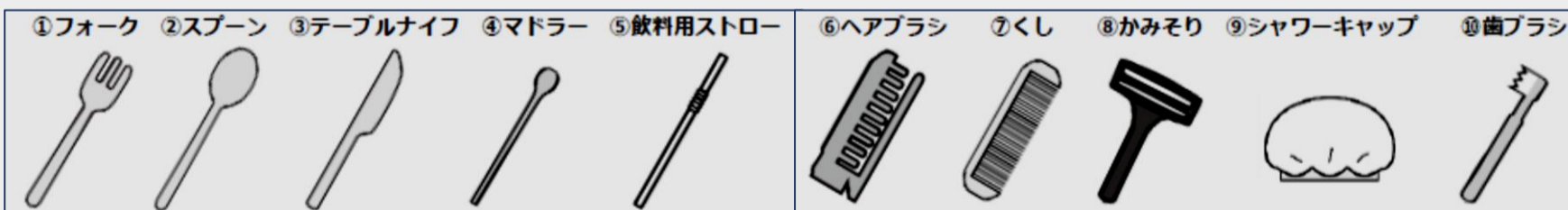


② 使い捨てプラスチックの削減 (喫茶店、レストラン、宿泊室)

レジ袋以外の使い捨てプラスチック削減の取組を実施

≪取組例≫

- ・プラスチックの使用量が少ない容器包装・製品への切り替え
- ・紙やバイオマスプラスチック等を原料とした容器包装・製品への切り替え
- ・アメニティーグッズ等の要否確認
- ・フェイスタオルやバスタオルの素材を切り替え(レーヨン、コットン等)
- ・ペットボトル飲料を缶や瓶に切り替えて販売 など



協定締結によるメリット

県のイベントや公報媒体等による締結事業者等の紹介
 (CSR(企業の社会的責任)向上による企業のイメージアップ)



協定を締結していただける事業者を随時募集
 しています。是非ご協力をお願いします。

〈お問い合わせ先〉

石川県生活環境部

資源循環推進課 資源循環グループ

☎076-225-1849